

2011年5月5日

JBS Newsletter

中国税務及び投資速報(抄訳) 2011年4月

Contents

税務法規

1. 増値税の免除・控除・還付の対象企業の範囲の拡大に関する公告
2. 自社製品の販売と建築業務を同時に行う場合の税務上の取り扱いに関する公告
3. 『資産損失控除管理弁法』の公布に関する公告
4. その他の通達

商務法規

1. 『外商投資産業指導目録(改定版ドラフト)』に関する意見公募の通達
2. その他の通達

外貨法規

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2011年4月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2011年4月 1日 第2011008号
- ▶ 2011年4月 8日 第2011009号
- ▶ 2011年4月15日 第2011010号
- ▶ 2011年4月27日 第2011011号

Japan Business Servicesグループで、2011年4月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 増値税の免除・控除・還付の対象企業の範囲の拡大に関する公告(国家税務総局公告[2011]18号)

概要

増値税の免除・控除・還付の対象企業の範囲を拡大する。工商登記から2年が経過した、集積回路やソフトウェアの設計、アニメーションの制作その他に従事するハイテク企業(小規模納税者を除く)は、以下のいずれかに該当する場合、増値税の免除・控除・還付の適用を受けることができる。

- ▶ 自社で開発・設計を行い、他の企業による生産後に購入した、もしくは他の企業に加工を委託した製品を輸出する。
- ▶ 国外企業が加工した製品を輸入し、自社のブランド名を付して輸出する。
- ▶ 外部購入したハードウェアに自社が開発・設計したソフトウェアを搭載して輸出する。
- ▶ 国家税務総局が定めるその他の状況。

施行日は2011年5月1日。過去の税務処理についても調整可能。

所見

税制上の優遇措置の一つである増値税の免除・控除・還付は、自社で製造した製品を自ら、もしくは代理業者を通して輸出する場合に、適用が認められている。同措置の対象企業の範囲の拡大は、新たな産業やビジネス・モデルの創出を目指す中央政府の政策方針に沿ったものであり、ソフトウェア産業等の振興を図った国発[2011]4号の公布を受けて定められた規定であるといえる。

関連法規

- ▶ ソフトウェア産業及び集積回路製造業の更なる発展を奨励する通達(国発[2011]4号)

2. 自社製品の販売と建築業務を同時に行う場合の税務上の取り扱いに関する公告(国家税務総局公告[2011]23号)

概要

納税者が自社製品の販売と建築業務を同時に行う場合、建築業務を行なった場所の地方税務局に対して、納税者が所在する管轄国家税務局が発行した製造業への従事に関する証明書を提出する。地方税務局は、当該証明書に基づいて営業税の課税額を計算する。

施行日は2011年5月1日。同日以前に課された増値税と営業税の調整は行わない。従来の国税発[2002]117号は廃止。

所見

▶ 流通税法改正前

国税発[2002]117号では、次の条件をともに満たす場合に収入額の区分計算が認められ、建設業務に係る収入については営業税を納付することができた。

- ▶ 建設行政部門が認可した建設業施工(据付)資格を保有している。かつ、
- ▶ 工事請負契約書或いは下請契約書に建築業務費用の個別記載がある。

当該条件を満たさない場合には、収入額の全額に増値税が課せられていた。

▶ 流通税法改正後

2009年1月1日より新増値税法が施行され、混合販売行為を行う場合は販売収入と役務収入を区分計算し、増値税と営業税をそれぞれ納付することが定められた。区分計算が行われていない場合は、税務局がこれを区分する。すなわち上述の資格要件は不要となった。

しかし新増値税法は混合販売行為の原則的な取り扱いを規定しているのみで、国家税務局による具体的な指針の発表が待たれている。

▶ 留意点

新増値税法の施行により、国税発[2002]117号は事実上無効となっていたが、実務上は一部の地方税務局は依然として資格要件を課していた。このような実務慣行は、国家税務総局公告[2011]23号の施行後も同様に継続する可能性があるため、地方税務局の動向には注意する必要がある。

関連法規

- ▶ 増値税暫行条例実施細則
- ▶ 営業税暫行条例実施細則
- ▶ 自社製品の販売と建築業務を同時に行う場合の流通税の取り扱いに関する通達(国税発[2002]117号)

3. 『資産損失控除管理弁法』の公布に関する公告(国家税務総局公告[2011]25号)

概要

2011年3月31日に『資産損失控除管理弁法』(以下、「新管理弁法」と略称)が公布された。資産損失控除の現行規定である国税発[2009]88号(以下、「旧管理弁法」と略称)、類似の問題について定めた国税函[2009]772号、国税函[2010]196号は全て廃止となる。施行日は2011年1月1日。

所見

新管理弁法による重要な変化点は以下の通りである。

- ▶ 旧管理弁法で導入された審査制度に代わり、申告制度が採用された。審査の申請期限(納税年度終了の45日前)もあわせて撤廃された。
- ▶ 回収期日から1年が経過し、かつ各取引額が50,000元(または年間売上の0.01%)を超えない売掛金についても、会計上で貸倒処理をしていれば、税務上も貸倒損失として損金算入することができる(以前は回収期日から3年が経過した売掛金についてのみ認められていた)。
- ▶ 無形資産に係る減損損失の損金算入には、当該損失の発生を示す詳細な説明資料の提出が求められる。
- ▶ 旧管理弁法の金融機関における財産損失に関する規定が撤廃された。

新管理弁法は2011年1月1日に施行され、税務処理を行っていない過年度の資産損失に対しても適用される。したがって2010年度の申告にも影響がありうるため、税務局の新管理弁法への対応を確認しておくことをお勧めする。

関連法規

- ▶ 過年度の未控除資産損失に係る企業所得税の処理に関する通達(国税函[2009]772号)
- ▶ 電気通信業における貸倒損失の控除に関する通達(国税函[2010]196号)
- ▶ 『資産損失控除管理弁法』の公布に関する公告(国税発[2009]88号)

4. その他の通達

- ▶ 「中米租税条約」第19条の解釈の発効に関する公告(国家税務総局公告[2011]16号)
- ▶ 「中国・バハマ納税に関する情報交換協定」の発効に関する公告(国家税務総局公告[2011]14号)
- ▶ 中英租税条約等における技術サービス費に係る条項の適用に関する公告(国家税務総局公告[2011]19号)
- ▶ 税務登記管理の向上に関する公告(国家税務総局公告[2011]21号)
- ▶ 『石油・ガス海上生産設備の処分費用に係る企業所得税管理弁法』の公布に関する公告(国家税務総局公告[2011]22号)
- ▶ 上場企業株式の第三者割当増資に係る個人所得税問題に対する回答(国税函[2011]89号)
- ▶ 非居住者企業の所得税管理に係る若干の問題に関する公告(国家税務総局公告[2011]24号)
- ▶ 湖北省における地方教育附加の徴収基準の改定に関する回答(財綜函[2011]22号)
- ▶ 石炭鉱業における維持費、高い危険を伴う産業における安全費用の損金算入に関する公告(国家税務総局公告[2011]26号)

商務法規

1. 『外商投資産業指導目録(改定版ドラフト)』に関する意見公募の通達

概要

『外商投資産業指導目録(改定後ドラフト)』を発表し、意見を公募する。ドラフトは2007年版『外商投資産業指導目録』に基づいて作成されている。公募期限は2011年4月30日。

所見

外資の活用については、2010年に国発[2010]9号や国弁函[2010]128号が公布されており、当ドラフトも同様の趣旨で作成されている。当ドラフトの特徴としては、外資の医療・教育機関に対する制限の緩和が挙げられる。

当ドラフトにより、『外商投資産業指導目録』は1995年以来、5回目の改定となる。中国投資の開始や拡大を考えている外国投資者は、当ドラフトの内容に留意する必要がある。あわせて新たに導入された外商投資安全性審査制度により、外商投資にさらなる制限が加わる可能性もある点にも注意が必要である。

関連法規

- ▶ 外資の利用の促進に対する若干の意見(国発[2010]9号)
- ▶ 『外資の利用の促進に対する若干の意見』の実施に係る業務分担案(国弁函[2010]128号)

2. その他の通達

- ▶ 中関村サイエンスパーク内のイノベーション・モデル地区におけるハイテク企業認定管理の試行に関する通達(国科発火[2011]90号)
- ▶ 外国企業駐在員事務所の登記文書の様式(改定後)及び年度報告書の様式の公表に関する通達(工商外企字[2011]26号)
- ▶ 『外国企業駐在員事務所登記管理条例』の実施に関する通達(工商外企字[2011]27号)
- ▶ 外国企業駐在員事務所の登記証及び代表証(新様式)の使用に関する通達(工商外企字[2011]28号)
- ▶ 海外投資の認可権限に関する通達(発改外資[2011]235号)
- ▶ 為替管理の強化に関する通達(匯発[2011]11号)
- ▶ 『科学技術企業起業支援者認定管理弁法』の公布に関する通達(国科発高[2010]680号)
- ▶ 『宅配業経営許可変更手続ガイドライン』の公布に関する通達

外貨法規

- ▶ 保税港区、総合保税区企業の「区内物流」に係る外貨支払の監督方法に関する回答(匯復[2010]248号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

高浜 学 税務・移転価格
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834

小谷 将也 監査
masaya.kotani@cn.ey.com +86-10-5815-3350

天野 智博 監査
chihiro.amano@cn.ey.com +86-10-5815-2225

浦野 卓矢 税務・移転価格
takuya.urano@cn.ey.com +86-10-5815-2241

大連

小出 裕樹 監査
hiroki.koide@cn.ey.com +86-411-8252-8999

上海

木村 修 監査
yoshimi.kimura@cn.ey.com +86-21-2228-3003

田川 利一 税務
toshikazu.tagawa@cn.ey.com +86-21-2228-2118

江夏 潔子 税務
kiyoko.enatsu@cn.ey.com +86-21-2228-2216

坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

舟本 孝史 監査
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064

三井 貴子 監査
mitsui.takako@cn.ey.com +86-21-2228-4412

江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

顧 嶢 M&A
sharry.gu@cn.ey.com +86-21-2228-2367

広州

長内 幸浩 監査
yukihiro.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

田中 昌志 税務
masashi.tanaka@cn.ey.com +86-20-2881-2871

深圳

小林 秀誉 監査
hidetaka.kobayashi@cn.ey.com +86-755-2502-8101

村井 祥一 税務・移転価格
shoichi.murai@cn.ey.com +86-755-2502-8319

香港

重富 由香 監査
yuka.shigetomi@hk.ey.com +852-2629-3907

北濱 聡 金融
satoshi.kitahama@hk.ey.com +852-2846-9700

小池 礼啓 監査
michinobu.koike@hk.ey.com +852-2629-3903

桑原 宏長 監査
hironaga.kuwahara@hk.ey.com +852-2629-3902

王 瑜文 M&A
evelyn.wang@hk.ey.com +852-2849-9452

東京

新日本アーンストアンド・ヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司	税務・移転価格	
kenji.kasahara@jp.ey.com		+81-3-3506-2396
斎藤 正浩	税務	
masahiro.saito@jp.ey.com		+81-3-3506-1282
平澤 尚子	税務・移転価格	
naoko.hirasawa@jp.ey.com		+81-3-3506-2752
崔 虹	税務	
hong.cui@jp.ey.com		+81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 中国ビジネスグループ

福井 修	中国ビジネス一般	
fukui-sm@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420
帯川 海	中国ビジネス一般	
obikawa-k@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420
松田 博司	中国ビジネス一般・税務関連	
matsuda-hrsh@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で144,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2011 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03001113

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china